

他国関連法制 (軌道上損害に係る各国の政府補償制度等)

平成30年11月7日
内閣府
宇宙開発戦略推進事務局

軌道上での衝突事故に係る他国の法制について

- **英国は、事業者の民事上の損害賠償責任に係る政府補償に関する現時点における具体的な運用方針はない。**一方で、**宇宙損害責任条約**に基づく相手国からの**損害賠償請求**に政府が応じた場合の**政府による事業者に対する求償可能額には、一定の上限を設定。**(ただし未施行)
- **仏国は、事業者の民事上の損害賠償責任に係る政府補償は措置していない。**一方で、政府の事業者に対する**求償可能額については、英国と同様に一定の上限を設定。**
- **米国は、政府補償・政府による求償上限額とも措置していない。**また、現時点において、これらの措置に関する事業者からの要望は無く、政府内での議論もない模様。

軌道上損害に係る政府補償制度等の各国比較

	ロケットの地上等への 落下等損害	人工衛星の軌道上における 他の人工衛星との衝突等損害
日本	○	×
米国	○	×
英国	○	民事上の損害賠償責任に係る政府補償は 運用方針なし 求償額上限は ○
仏国	○	民事上の損害賠償責任に係る政府補償は × 求償額上限は ○